

# 令和6年度（瀬戸市）第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）実施計画

この計画は、愛知県が令和3年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ管理）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

## 1 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ (*Cervus Nippon*)

## 2 計画の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 3 管理すべき区域

特定計画に基づき管理すべき対象区域は、瀬戸市内全域とする。

## 4 現状

### （1）生息環境と土地の利用状況

本市は、市域の約57%を森林が占めている。「2021年度 愛知県林業統計書」によると、民有林では約60%に当たる3,153haが天然林であり、ニホンジカの好む環境にあると考えられる。また、森林は主に市北部から東部にかけて広がっており、その大部分が西三河地方や岐阜県の山間部と接しているため、地理的条件からも隣接地域からニホンジカが移動しやすい。なお、森林のうち約2,578haが愛知高原国定公園や愛知県自然環境保全地域に指定されている他、東京大学附属演習林生態水文学研究所が822haを有するなど、保護・保全等されている森林が多く、市内においても連続した森林がニホンジカの移動をより容易にしていることが推察される。

また、山間部の農地の大部分は、森林内に点在しており、中山間地域及び里山の農地は、谷間を開墾した谷津田や、山腹の緩斜面を利用していることが多く、被害を受けやすい。

### （2）生息状況

特定計画によると、愛知県内の令和2年度のニホンジカの分布域は、図1のとおり。瀬戸市では、森林が広がる市北部から東部を中心に生息しており、目撃情報も山間部が中心である。

また、愛知県内の令和3年度末における生息数は22,034頭（中央値）である。瀬戸市における正確な生息数は不明であるが、図2の生息密度分布図によると、山間部では10～15頭/Km<sup>2</sup>と以前よりも密度が高くなっている。

しかし、瀬戸市全域においては1.0頭/Km<sup>2</sup>以下となっており、比較的生息密度は低い。

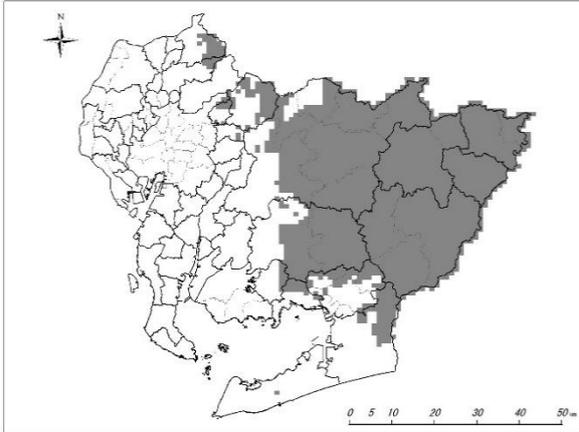


図1 愛知県における分布域 (R2年度)  
(出展) 愛知県自然環境課資料

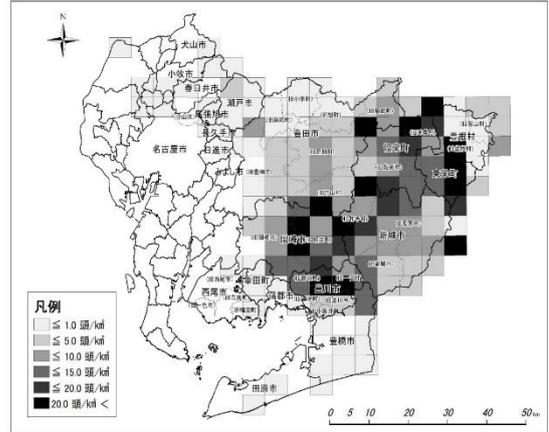


図2 愛知県におけるメッシュ別生息密度 (R3年度)  
(出展) 愛知県自然環境課資料

### (3) 被害の状況

令和2年度から令和4年度までの農作物被害状況を表1に示す。被害面積、被害量及び被害金額において増加傾向にある。

表1 瀬戸市における被害の状況

R2			R3			R4		
被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)
0.06	0.352	203	0.18	0.2324	215	0.54	1.466	284

(出展) 市産業政策課資料

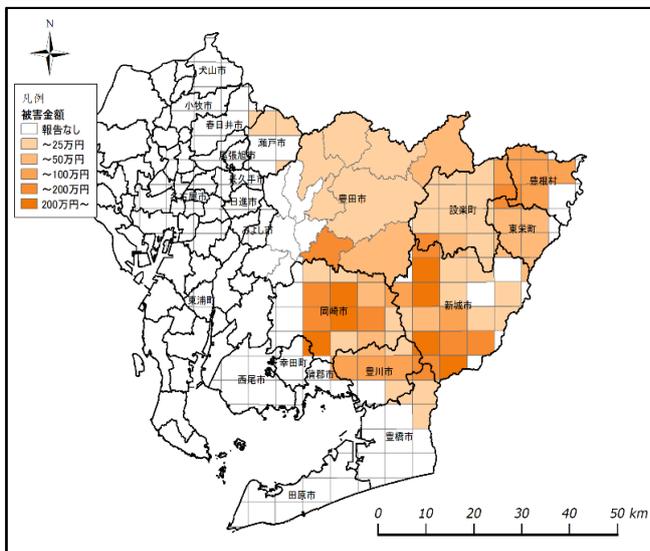


図3 愛知県における農業被害額 (R3年度)  
(出展) 愛知県自然環境課資料

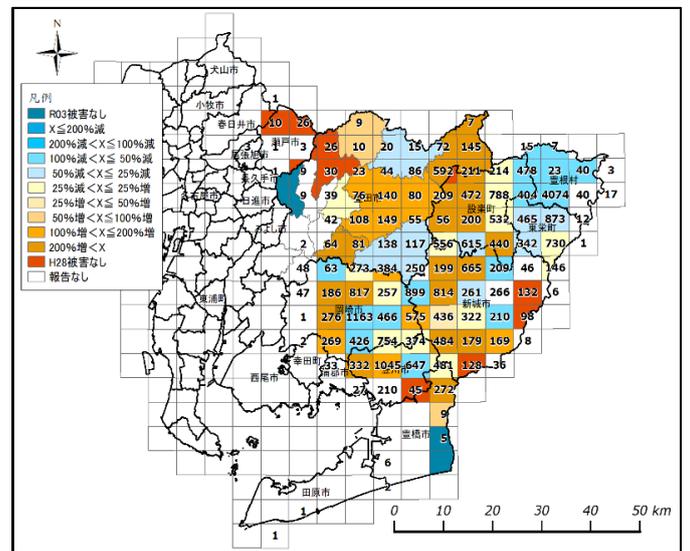


図4 愛知県における農業被害額の変化 (H28→R3年度)  
(出展) 愛知県自然環境課資料

被害エリアは、現時点では森林が広がる市北部～東部に限定されているものの、山間部の集落への被害は拡大傾向にあると考えられる。

#### (4) 対策の実施状況と評価

##### ア 捕獲に係る対策

愛知県内における令和3年度の捕獲分布図は図5に示すとおりである。

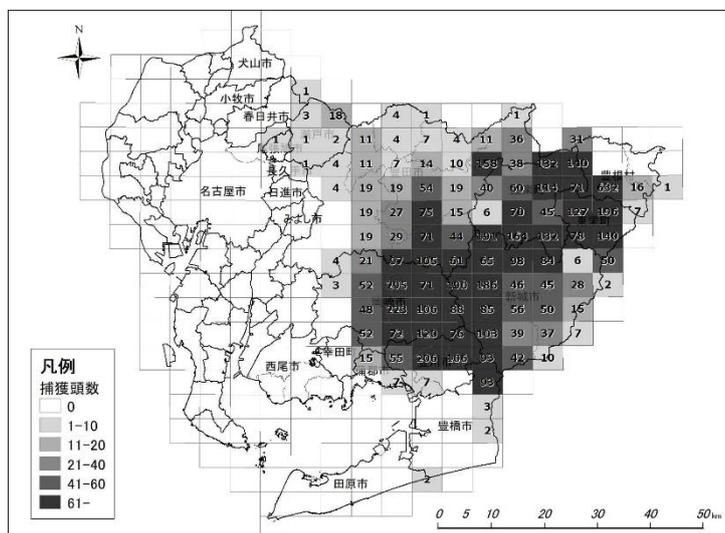


図5 愛知県における捕獲分布図（R3年度）（出展）愛知県自然環境課資料

本市における許可捕獲の実施状況を表2に示す。令和元年度までは有害鳥獣捕獲の実績であり、個体数調整は、令和2年度から開始している。平成30年度までは捕獲実績がなかったものの、令和元年度以降は市北部を中心に毎年捕獲実績がある。特に令和3年度には市北部～東部の広い範囲で15頭が捕獲されている。

表2 瀬戸市における許可捕獲（個体数調整）の実施状況

		H29※	H30※	R1※	R2	R3	R4	R5 (見込)
捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	-	-	-	-	-	-	-
	罾	0	2	4	2	15	7	6
捕獲頭数 (雌雄別)	雄	0	0	3	1	9	4	4
	雌	0	0	1	1	6	3	2

※平成28年度～令和元年度は、有害鳥獣捕獲

(出展) 市産業政策課資料

##### イ 被害防除に係る対策

本市における被害防除対策の実施状況を表3に示す。電気柵設置や農地周辺の草刈りが地域の状況に応じて実施されている。

表3 瀬戸市における防除対策の実施状況

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)
防護ネット	0 km	0 km	0 km	0 km	0 km	0 km	0 km
防護柵	0 km	0.78km	0 km	0 km	0 km	0.73 km <sup>※</sup>	0 km
電気柵	0 km	0 km	0.448km	0.513km	0 km	0.74 km <sup>※</sup>	1.88 km
その他	-	-	-	-	-	-	-

※イノシシ・シカ侵入防止用柵

(出展) 市産業政策課資料

### ウ 生息環境管理に係る対策

生息環境管理対策の実施状況を表4に示す。

生息環境管理は、主に藪の刈り払いを中心に実施している。一方で、未収穫農作物の回収は、なかなか進んでいないのが現状である。

表4 瀬戸市における生息環境管理対策の実施状況

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)
藪の刈り払い	実施						
未収穫農作物の回収	未実施						
その他	-	-	-	-	-	-	-

(出展) 市産業政策課資料

## 5 評価

被害動向と対策の評価について表5に示す。被害動向は依然として増加している。

捕獲対策は、市街地近くにおける捕獲も想定されることから、捕獲等に伴う危険の予防及び静穏の保持のためすべて罠による捕獲としている。被害動向の軽減までには至っていないが、捕獲による対策は一定の効果을上げていていると評価できる。

また、被害防除対策及び生息環境管理対策についても、現在実施している防護柵、電気柵、藪の刈り払いは一定の効果을上げていていると評価できる。

表5 瀬戸市における被害動向と対策の評価

被害動向	捕獲対策		被害防除対策			
	銃	罠	防護ネット	防護柵	電気柵	その他 (内容)
増加	—	○	—	○	○	—

生息環境管理対策		
藪の刈り払い	未回収農作物の回収	その他（内容）
○	—	—

（出展）市産業政策課資料

※ 評価は「◎＝非常に効果がある」「○＝効果がある」「△＝あまり効果がない」「×＝効果がない」の4段階で評価する。なお、対策を実施していない場合は「—」を記載する。

## 6 管理の目標

### （1）エリア区分

愛知県では、環境省のガイドラインに示された類型区分の考え方を参考に、ニホンジカの分布、生息動向、各種被害の状況等に基づき5つ（ⅠからⅤ）に類型区分を行い、対象区域の市町村を3種類のエリアに区分している。

瀬戸市は、類型Ⅱに該当する。環境省のガイドラインでは、ニホンジカが長らく分布していなかったが、現在は分布及び定着が確認されている地域とされる。

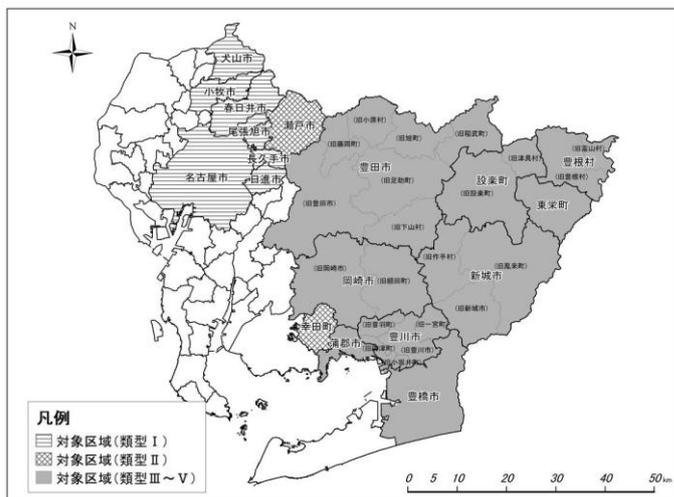


図6 対象区域及び類型区分 （出展）愛知県自然環境課資料

表6 生息状況の類型区分とそれぞれの目指すべき状態及び留意すべき点

類型	分布状況	生息状況	被害状況等	目指すべき状態及び留意すべき点
I	・長らくニホンジカが分布していなかった地域	・分布は確認されているが定着は確認されていない。(メスが確認されていない)	・農林業被害、生活被害、生態系影響が顕在化していない。	・適切な監視が行えるような体制を整える。 ・モニタリングを行い、IIへの移行の兆しを速やかに把握できるようにし、捕獲体制を整備する。 ・移行が確認された場合はメスを含む捕獲を実施し、I～IIの状態維持を目指す。
		・定着が確認され(メスが確認され、繁殖)、分布域が拡大している。 ・IIIの状態に近づくと、メス比が上昇し、繁殖も確認される。	・農林業被害、生活被害、生態系影響が顕在化していないか、局所的である。	・十分なメス捕獲を実施する等、適切な順応的な管理を行い、IIからIIIへの進行を抑制し、個体群の安定的維持に努める。 ・IIからIIIへの移行の兆しを速やかに把握できるようにし、移行が確認された場合は個体群変動予測に基づき捕獲数が過少とならないよう不確実性に配慮した目標を設定し、IIへの状態回復を目指す。 ・IIからIIIは最大の増加率を示す段階であるため、迅速な対応が必要である。
III	・従来からニホンジカが分布している地域	・個体数管理により個体数が減少傾向に至っていない。(3～5年程度の期間の傾向で判断)	・被害対策を適切に実施しなければ、被害が恒常的に発生。 ・自然植生の衰退が進む。	・IIIからIVへの移行を見誤って再びIIIの状況に至ってしまうことは問題をさらに難しくしてしまうため避けなければならないことから、捕獲に当たっては、個体群変動予測に基づく捕獲数より多い目標を設定する。
IV		・個体数管理により個体数が減少傾向に向い始めて間もない。(3～5年程度の期間の傾向で判断)	・被害対策を適切に実施しなければ、被害が恒常的に発生。 ・自然植生の衰退が進行しているため、植生回復が容易ではない。	・捕獲に当たっては、個体群変動予測に基づく捕獲数より多い目標を設定し、IVからVへの移行を見誤って再びIIIの状況に至ってしまうことは問題をさらに難しくしてしまうため避けなければならない。
V		・長期(10年以上)にわたって継続的な個体数の減少傾向が確認され、目標生息密度に近い状態が続く。	・被害対策を適切に実施しなければ、被害が恒常的に発生。 ・自然植生の衰退が進行しているため、植生回復が容易ではない。	・捕獲に当たっては、個体群変動予測に基づく捕獲数より多い目標を設定し、Vから長期的な目標状態への移行を見誤って再びIIIの状況に至ってしまうことは問題をさらに難しくしてしまうため避けなければならない。

出典：環境省「第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン(ニホンジカ編・2021(令和3)年)」

## (2) 目標

愛知県では、特定計画において目標を以下のとおり掲げている。

目 標	指 標
生息数の減少	推定生息数→10,000頭に減少させる
生息密度の低減	生息密度5頭/km <sup>2</sup> 以上のメッシュ数 →3割減少させる(2020年度比)
分布の拡大防止及び縮減	—
農林業被害の未然防止又は減少	農業被害額、林業実損被害面積 市町村被害防止計画の達成状況
生態系被害の未然防止又は減少	—

瀬戸市は、類型Ⅱに該当するため、ニホンジカの生息数の減少、分布域の縮減及び農林業被害の未然防止又は減少を図るため、重点的な捕獲を実施する必要がある。また、捕獲対策と並行して被害防除対策及び生息環境管理対策を進める。

## (3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

市町村実施計画は単年度の計画であるが、順応的管理の考え方を踏まえ、施策の実施状況及び効果を随時確認・評価しつつ、必要に応じて計画の変更等を行う。次年度の計画については、当年度の計画の評価を踏まえて、施策や目標の設定を行うものとする。

## 7 数の調整に関する事項

### (1) 前提

愛知県では、県内全体で毎年度6,000頭以上捕獲することとしている。

### (2) 捕獲計画

令和5年度までの捕獲実績を踏まえ、次年度の捕獲計画(案)を表7に示す。

表7 瀬戸市における令和6年度の捕獲計画(案)

捕獲手法別		雌雄別		合計
銃	罠	雄	雌	
0	15	8	7	15

### (3) 計画を達成するために実施する対策

捕獲に従事する担い手の確保に向け、瀬戸市鳥獣害対策連絡協議会による狩猟免許取得補助金により、わな猟免許取得に必要な経費の一部（上限2万円）を補助する。

## 8 被害防除対策に関する事項

### (1) 実施計画

被害防除対策の実実施計画について表8に示す。令和6年度は農作物被害の軽減を目的に、電気柵を中心に防除対策を行う。

表8 瀬戸市における令和6年度の防除対策の実実施計画（案）

防除対策			
防護ネット	防護柵	電気柵	その他 (内容)
0km	0km	0.2km <sup>※</sup>	—

※イノシシ・シカ侵入防止用電気柵

### (2) 計画を達成するために実施する対策

農地における電気柵及び防護柵等資材については、瀬戸市有害獣類被害防止対策補助金により経費の1/2（上限3万円）の補助を行っており、推進を図っている。近年では、小規模ではあるものの電気柵の導入が多く、引き続き補助金等支援策を講じることで推進を図っていききたい。

## 9 生息環境管理に関する事項

### (1) 実施計画

引き続き、藪の刈り払いを中心に、生息環境管理を行っていく。また、未収穫農作物の回収についても実施を予定している。

表9 瀬戸市における令和6年度の生息環境管理対策の実実施計画（案）

生息環境管理対策		
藪の刈り払い	未収穫農作物の回収	その他 (内容)
実施予定	実施予定	—

## (2) 計画を達成するための実施する対策

特に森林部における藪の刈り払い及び未収穫農作物の回収は、農業者等への啓発を行っていく。また、現時点では分布域は森林部に限定されているが、広く市民に放置果樹や生ごみがニホンジカの餌となりうることを周知・啓発していく。

## 10 その他の管理のために必要な事項

### (1) 実施計画の実施体制

#### ア 実施計画の作成

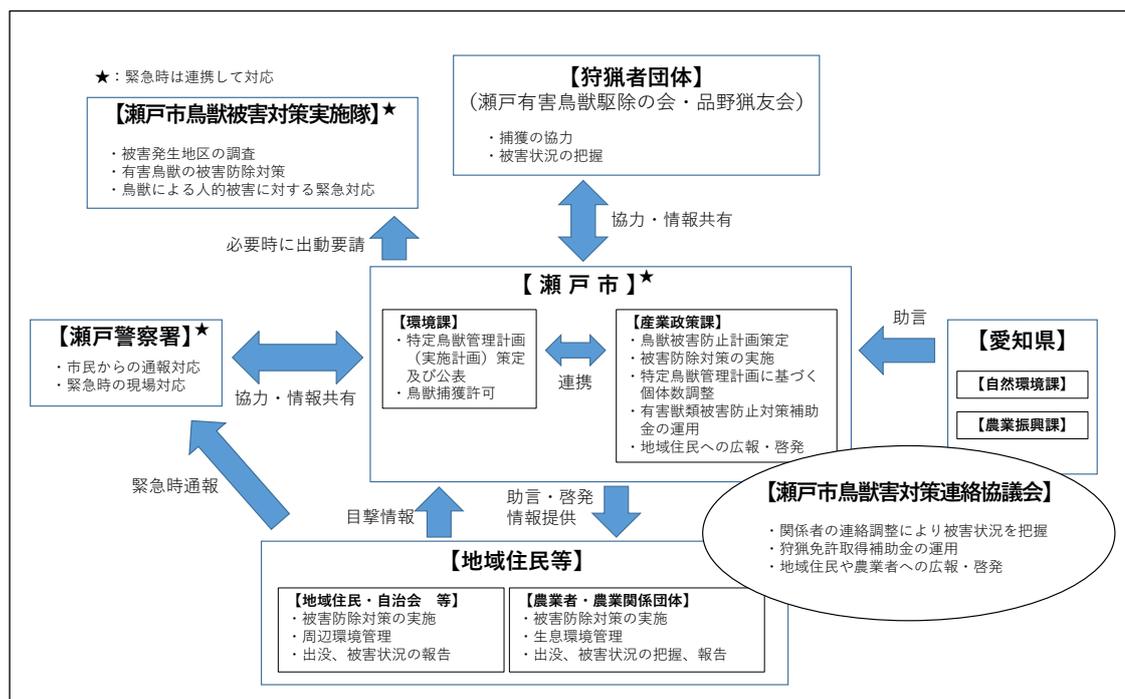
毎年度、特定計画に基づき、捕獲対策、被害防除対策、生息環境管理対策に係る内容（実績及び計画を含む）を記載した実施計画を作成する。計画の作成にあたっては、毎年度、生息・被害の状況、被害防除対策の実施状況の効果等の情報を収集・把握したうえで、これまでの施策の評価を行う。

また、毎年度、県が提供する生息数の指標となる資料等を基に、農林業被害の状況を踏まえて、高い捕獲圧をかけることを前提に捕獲目標数を設定する。

なお、実施計画の内容は、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画と整合を図るものとする。

#### イ 実施計画の運用

実施計画に基づき、捕獲対策等を推進する。実施にあたっては、捕獲従事者、地域住民等との連携を密にし、地域ぐるみで対策を実施できるようサポートする。また、捕獲状況、被害状況及び出没状況等の情報を常時把握し、捕獲時期及び捕獲場所を記載した捕獲マップを作成する等、実態の把握に努め、次年度の実施計画に反映する。



## (2) 市街地出沒への対応

現時点での分布域は森林部であるが、今後市街地への出沒が懸念される。

### ア 出沒を防止するための対応

市街地への誘引を防止するため、山際や河川敷での藪の刈り払い等による侵入経路の遮断、餌付けの防止、生ごみ、放置果樹、放置農作物等の誘引物の除去などの対策を組み合わせて実施する。また、地域住民に対しては、市街地出沒を防止するための知識の普及啓発に努める。

### イ 出沒した時の対応

突発的な出沒には、出沒地点等の情報を収集し、必要に応じて地域住民への注意喚起を実施する。また、当該個体が本来の生息地に自発的に戻っていくように、移動経路の遮断も検討する。なお、市街地の環境や人に慣れた個体が出沒する場合は、捕獲による除去を検討する。捕獲にあたっては、地元警察、市町村等により地域住民の安全を確保した上で実施する。また、出沒に対して迅速に対応するため、事前に警察等の関係機関や、狩猟者団体等による体制の整備に努めるとともに、地域住民に対して市街地出沒に係る情報提供を促し、事故等を防止するための知識の普及啓発に努める。

なお、出沒が続く場合は、市街地周辺の生息地とみられる場所における捕獲の実施も検討する。

## (3) 錯誤捕獲の防止に係る対応

箱わなやくくりわなといったわなによる捕獲の場合、捕獲対象ではない鳥獣が錯誤捕獲される可能性がある。錯誤捕獲された鳥獣に関しては、原則その場での放獣で対応する。県及び市町村は、錯誤捕獲の発生時に備え、狩猟者や捕獲従事者に対し、危機管理に関する知識・技術の普及を行う。

また、ニホンジカのわな捕獲の場合、放獣時に人身被害の可能性があるツキノワグマやカモシカが錯誤捕獲される可能性がある。特にこれらの獣類が生息している地域においては、錯誤捕獲が起こらないよう、自動撮影カメラ等による事前調査を行い、わなを設置する場所、わなの種類、誘引餌等に配慮する必要がある。また、県及び市町村はこれらの獣類が錯誤捕獲された場合に備え、狩猟者団体、警察と連携した連絡、対応体制を整備するとともに、放獣時に麻酔を実施するための人員確保に努めるものとする。

なお、ニホンジカの捕獲場所でイノシシの生息数の減少を目的とした捕獲等の措置を講じている場合、錯誤捕獲されたイノシシの放獣は適切ではないことから、イノシシが捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲許可申請を行うよう指導し、適切に対応する。

#### (4) 感染症への対応等及び安全対策に関する配慮

##### ア 感染症への対策

ニホンジカの捕獲はイノシシの捕獲と同時に行う場合があるため、豚熱ウイルスの拡散リスクを十分認識し、豚熱ウイルスのまん延を防止するために防疫措置を実施する必要がある。

また、ニホンジカが関係する人獣共通感染症のうち、捕獲作業等によるニホンジカの接触で注意すべき感染症として SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等のダニ媒体の感染症、また、糞尿・血液・乳汁等との直接接触による感染症として Q 熱、加熱していないニホンジカの生肉を食することによる感染症として E 型肺炎等がある。県及び市町村は、これらの感染症に対しての情報を取りまとめ、捕獲従事者や狩猟者に対して、感染防止のための注意喚起を実施する。

##### イ 安全対策に関する配慮

ニホンジカの捕獲は、マダニ等による人獣共通感染症や、ヤマビルによる吸血被害のほか、滑落・転倒や銃器、さらには捕獲された個体（錯誤捕獲を含む）による事故等、様々な危険が伴う作業である。捕獲事業の実施主体である行政機関は、捕獲従事者やその所属団体が取り組む安全対策や緊急時の連絡体制を把握するとともに、想定される事故や事故発生時の対応等についてあらかじめ捕獲従事者と共有し、安全面に十分配慮した事業実施に努める。

#### (5) ジビエの振興等活用策

ニホンジカの捕獲を進める上で、捕獲した個体を地域の食物資源として有効に活用していくことは、生きものの命を大切に活用するということ、さらには、貴重な未利用地域資源を活用した地域振興を図るための有効な手段である。今後は、全国のジビエ振興の成功事例を注視していくこととする。